

4. 安全衛生管理活動の活性化等

次の事項などに留意して、安全衛生管理活動の活性化に努めましょう。

安全衛生委員会の委員には、現場作業者を参画させましょう。

- 安全衛生管理活動を推進するためには、労働災害防止の当事者であり、現場を熟知している作業者を討議に参画させることが不可欠です。安全衛生委員会の委員には、現場作業者を参画させましょう。またパート労働者を委員に指名する場合には、パート勤務の時間内に委員会の開催を行うよう配慮しましょう。

委員等の職務を明確に定めましょう。

- 安全管理者、衛生管理者、産業医には、それぞれ職場の巡視を行わせる等、職務を明確に定め、職務を行うために必要な権限を経営トップから与えるようにしましょう。
- 安全衛生委員会の委員には、各部門の代表者として意見を求め、討議・決定事項を所属部門へ持ち帰る「パイプ役」を果たさせることが望めます。委員の職務を明文化し、経営トップから任命書を手渡して重要性を認識させるなどの方法も有効でしょう。また、定期的に各委員の活動状況を報告させる等の方法も考えられます。

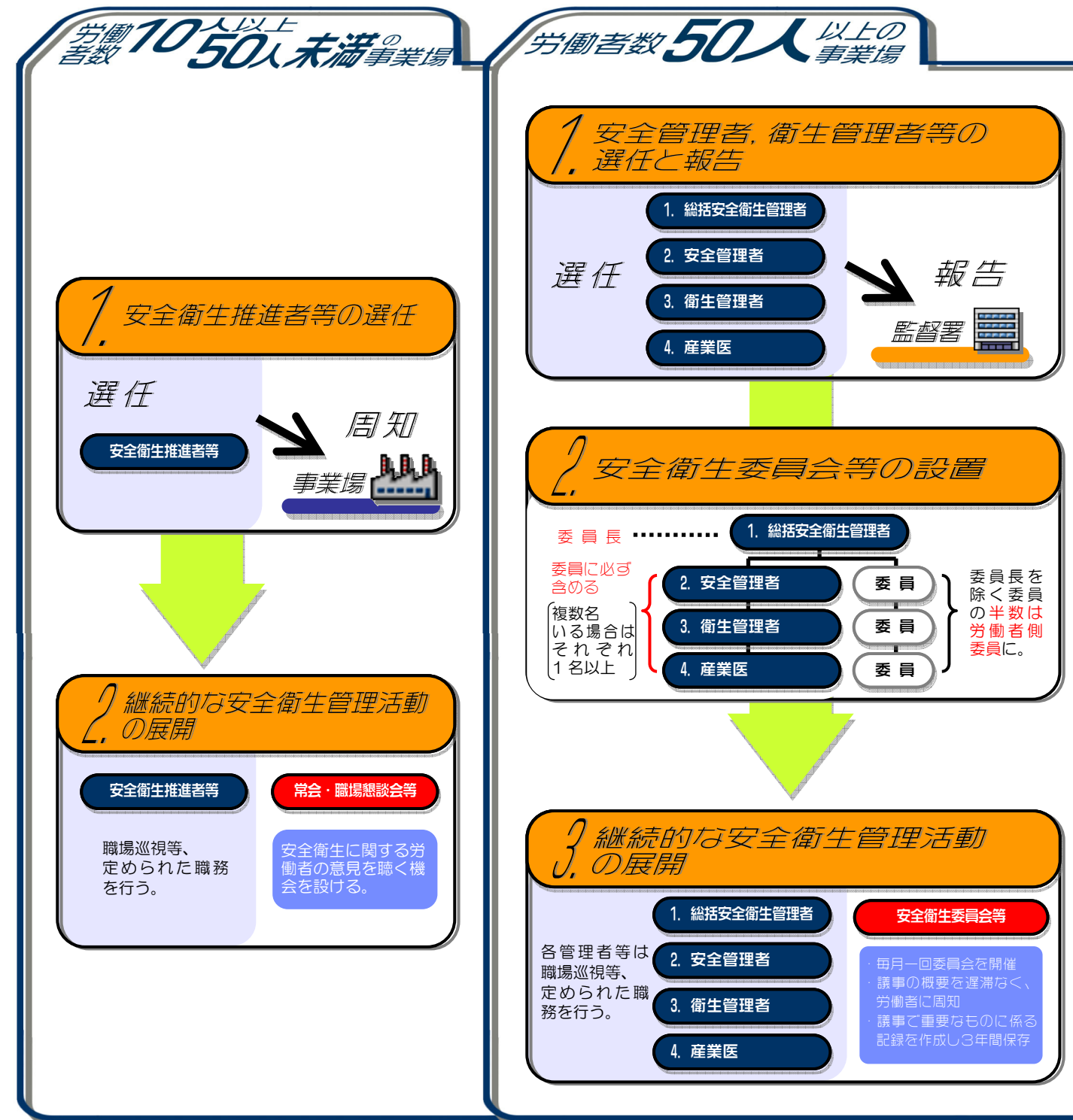
リスクアセスメントが努力義務化されました。

- 平成 18 年 4 月 1 日施行の労働安全衛生法改正により、「リスクアセスメント」等の実施が努力義務化されました。（事業場規模にかかわらず対象となります。）事業者は、職場における労働災害発生の芽（リスク）を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査「リスクアセスメント」を行い、その結果に基づき必要な措置を実施するよう努めなければなりません。（労働安全衛生法 28 条の 2）
- 過去に発生した災害に対し、再発防止対策を講ずるだけでは、十分でないと言われて始めています。今後の労働安全衛生管理には、発生し得る災害を予測して、あらかじめ手を打っておく「未然防止」が求められています。「リスクアセスメント」は、この「未然防止」を適切に行うための手段です。「リスクアセスメント」の導入及び、これを中核とした「労働安全マネジメントシステム」の導入に努めることが、今後の事業者の責務です。

関連指針・告示

- 『労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針』（平成 11.4.30 労働省告示第 53 号、改正 平成 18.3.10 厚生労働省告示第 113 号）
- 『危険性又は有害性等の調査等に関する指針』（平成 18.3.10 指針公示第 1 号）
- 『化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針』（平成 18.3.10 指針公示第 2 号）

労働安全衛生法の定める 安全衛生管理活動のあらまし



* 上表は代表的な例を示したものです。
 * 安全衛生推進者、総括安全衛生管理者、安全管理者、安全委員会は、事業場の業種と規模により、必要でない場合があります。
 * 詳しくは次ページ以降の本文をご確認ください。

1 安全衛生推進者等の選任

10人以上50人未満の事業場においては、業種に応じ安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、その者に事業場の安全衛生管理等を担当させることが必要です。

安全衛生推進者等

労働安全衛生法第12条の2（労働安全衛生規則第12条の2～4）

● 安全衛生推進者の選任を要する事業場

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	10人以上 50人未満

● 衛生推進者の選任を要する事業場

業種	事業場の規模
左記以外の業種	10人以上 50人未満

● 資格要件

● 事業場に専属の者から選任する場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

① 学歴に応じ、下表の安全衛生の実務経験を有する者

学歴	安全衛生の実務経験
大学・高等専門学校を卒業	1年以上
高等学校等を卒業	3年以上
上記以外の学歴	5年以上

② 「安全衛生推進者等養成講習」を修了した者

（講習は、中央労働災害防止協会、業種別の労働災害防止協会、労働基準協会、安全衛生協会等で実施しています。）

③ その他、厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者

（昭和63年12月9日付け基発第748号等で基準が示されています。）

● 事業場に専属でない者から選任する場合には、安全衛生に関する広範な知識及び豊富な経験を有すると認められる、次のいずれかに該当することが必要です。

① 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント

② 安全管理者又は衛生管理者となる資格を有する者で、資格取得後5年以上、安全衛生の実務経験を有する者（衛生推進者にあつては、衛生の実務）

- * 但し、一人の非専属の安全衛生推進者等が担当し得る事業場の数は、次の各基準を目安とすること。
 - イ 担当する事業場数は、おおむね10以内であること。
 - ロ 各事業場の作業場等を週一回巡視することができること。

* 選任は14日以内に

安全衛生推進者等の選任は、事業場規模が定められた規模に達する等により、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行ってください。

* 選任後、事業場内で周知を

選任後は、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する、腕章をつけさせる、特別の帽子を着用させる等により、労働者に周知を行うことが必要です。

周知

事業場



3 継続的な安全衛生管理活動の展開

労働安全衛生法では、安全管理者、衛生管理者、産業医等に一定の職務を行わせ、かつ、安全衛生委員会等を定期的に関催させるなど、継続的な活動の展開を求めています。

安全、衛生管理者等の職務

労働安全衛生法第10条（労働安全衛生規則第6、11、12、14、15条）
昭和47年9月18日 基発第601号の1

● 安全管理者、衛生管理者、産業医らは、作業場等を巡視し、必要な措置、勧告等を行うこととされています。また、それらの措置をなし得る権限を与えることが必要です。

● 総括安全衛生管理者の職務

- 安全管理者、衛生管理者などを指揮する他、次の業務を統括管理します。
 - ・労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
 - ・労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
 - ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
 - ・労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること
 - ・その他労働災害を防止するための必要な業務

● 安全管理者の職務

- ・建設物、設備、作業場または作業方法に危険がある場合にはその危険を防止するため必要な措置
- ・安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備
- ・作業の安全についての教育および訓練
- ・発生した災害原因の調査および対策の検討
- ・消防および避難の訓練
- ・作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ・安全に関する資料の作成、収集および重要事項の記録 など

● 衛生管理者の職務

- ・健康に異常のある者の発見および処置
- ・作業環境の衛生上の調査
- ・作業条件、施設等の衛生上の改善
- ・労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
- ・衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ・労働者の負傷、疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
- ・衛生日誌の記載等職務上の記録の整備
- ・少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講ずること

● 衛生工学衛生管理者の職務

- ・作業環境の測定およびその評価
- ・作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等
- ・作業方法の衛生工学的改善
- ・その他職務上の記録の整備等

● 産業医の職務

- ・健康診断および面接指導等の実施並びにその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ・作業環境の維持管理に関すること
- ・作業の管理に関すること
- ・労働者の健康管理に関すること
- ・健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ・衛生教育に関すること
- ・労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置に関すること
- ・勧告等 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者や総括安全衛生管理者に対する勧告、衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。
- ・定期巡視 産業医は、少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

安全、衛生委員会の開催等

労働安全衛生法第17～18条（労働安全衛生規則第21～23条）

- 事業場は、安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにならなければなりません。
- 委員会の開催後は、都度遅滞なく、委員会における議事の概要を労働者に周知させなければなりません。
- 委員会における議事で重要なものについては、記録を作成し、これを3年間保存しなければなりません。
- 安全衛生委員会等で調査審議等を行うべき事項については、法律による定めがあります。労働安全衛生法、労働安全衛生規則に挙げられたものを要約すると、以下のとおりです。

調査審議等を行うべき事項（要約）

- 基本的事項（労働安全衛生法第17、18条）
 1. 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 2. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 3. 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること。
 4. その他労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- その他重要事項（労働安全衛生規則第21、22条で、上記4.に含まれるとされたもの）
 1. 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
 2. リスクアセスメント等に関すること。
 3. 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
 4. 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
 5. 化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
 6. 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
 7. 各種健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること。
 8. 労働者の健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
 9. 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
 10. 労働者のメンタルヘルス対策の樹立に関すること。
 11. 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること。

安全衛生委員会等の設置

労働者数 50 人以上の事業場は、業種と規模に応じ、安全委員会、衛生委員会を設置する必要があります。

安全、衛生委員会を設けるべき事業場 労働安全衛生法第 17~19 条（労働安全衛生法施行令第 8,9 条）

● 安全委員会を設けるべき事業場

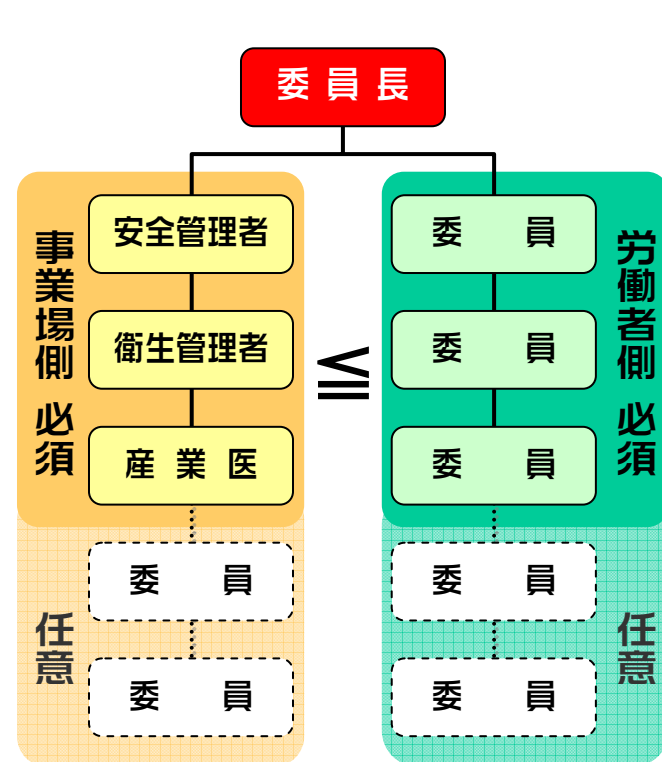
業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、 製造業のうち ・木材・木製品製造業 ・化学工業 ・鉄鋼業 ・金属製品製造業 ・輸送用機械器具製造業	50人以上
運送業のうち ・道路貨物運送業 ・港湾運送業 自動車整備業、機械修理業、清掃業	100人以上
上記以外の製造業、上記以外の運送業、 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、 各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	

● 衛生委員会を設けるべき事業場

常時 50 人以上
の労働者を使用する
全ての事業場

それぞれの委員会の設置に代えて、『安全衛生委員会』を設置することができます。

安全衛生委員会の委員構成のルール（例） 労働安全衛生法第 17~19 条



- 安全委員会、衛生委員会等の委員は、労働安全衛生法の定めに従って構成する必要があります。ここでは代表的な例として「安全衛生委員会」として設置した例を示します。
- 委員会の委員長には、工場長等、事業を総括管理する責任者、またはこれに準ずる者が就く必要があります。
- 安全管理者、衛生管理者、産業医をそれぞれ 1 名ずつ以上、委員に含めることが必要です。
- 労使が一体となって安全衛生活動に取り組めるよう、委員の半数については労働組合などの推薦に基づき選任することが必要です。組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき委員の選任を行うことが必要です。

最少人数で委員会を構成する場合、左図のように計 7 人となります。

- * 委員長……………1人
- * 事業場側委員……………3人
(安全管理者・衛生管理者・産業医)
- * 労働者側委員……………3人

継続的な安全衛生管理活動の展開

労働安全衛生法では、安全衛生推進者等に一定の職務を行わせ、かつ、常会等を設けて関係労働者の意見を聴取させる等、継続的な安全衛生管理活動の展開を求めています。

安全衛生推進者等の職務 労働安全衛生法第 12 条の 2（労働安全衛生規則第 12 条の 3） 昭和 63 年 9 月 16 日 基発第 602 号

- 安全衛生推進者等は、具体的には次のような職務を担当し、実施することが必要です。

● 安全衛生推進者の職務

- ① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- ② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
- ④ 安全衛生教育に関する事。
- ⑤ 異常な事態における応急措置に関する事。
- ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
- ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。

常会・職場懇談会等の開催 労働安全衛生規則第 23 条の 2

- 安全衛生委員会等を設置していない労働者数 50 人未満の事業場においては、常会・職場懇談会等で、安全衛生に関する労働者の意見を聴く機会を設けるようにすることが必要です。
- 労働者数 50 人に近い事業場は、次項、50 人以上の事業場が行うべき活動に準じた活動を行うよう努めましょう。

- 「厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者」には、次の者が該当します。昭和 63.12.9 基発第 748 号)

- イ 安全衛生推進者については次のような者が該当すること。
 - (イ) 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者
 - (ロ) 安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後 1 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ハ) 衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後 1 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
 - (ニ) 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ホ) 元方安全衛生管理者の資格を有する者
 - (ヘ) 労働安全衛生法第 25 条の 2 第 2 項の労働省令で定める資格を有する者(「救護に関する技術的事項を管理する者」の資格を有する者)で、当該資格を取得した後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ト) 労働安全コンサルタント
 - (チ) 労働衛生コンサルタント
 - (リ) 昭和 49 年 3 月 4 日付基発第 112 号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度について」〔現行=本通達は廃止〕に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員講習(以下、それぞれ「安全推進員講習」及び「労働衛生管理員講習」という。)を修了した者
 - (ヌ) 安全推進員講習を修了した者で、当該講習を修了した後 1 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ル) 労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後 1 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
 - (レ) 職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号)第 9 条に定める専門課程の養成訓練(職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和 60 年労働省令第 23 号)による改正前の職業訓練法施行規則(以下「訓練法規則」という。))別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和 53 年法律第 40 号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。))第 9 条第 1 項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。)を修了した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ロ) 職業能力開発促進法施行規則第 9 条に定める普通課程の養成訓練(訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第 9 条第 1 項の高等訓練課程の養成訓練を含む。)を修了した者で、その後 3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ロ 衛生推進者については、次のような者が該当すること。
 - (イ) 衛生管理者の資格を有する者
 - (ロ) 労働衛生管理員講習を修了した者
 - (ハ) イの(ロ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(ヌ)、(ル)及び(ワ)に掲げた者(ロ、(ハ)、(ヲ)及び(ワ)にあっては、安全衛生の実務を衛生の実務と読み替えるものとする。)
- ハ その他(昭和 63.12.9 安全課長・労働衛生課長内翰)
 - (1) 農林水産省組織令(昭和 27 年政令第 389 号)第 209 条の水産大学校における正規の課程を修めて卒業した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
 - (2) 自動車整備士技能検定規則(昭和 26 年運輸省令第 71 号)第 2 条の自動車整備士であって、同規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の 1 種養成施設の課程を修了した者
 - (3) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 19 条に定める水道技術管理者の資格を得るための同法施行規則第 13 条第 3 号に定める厚生大臣が認定する講習を修了した者

1. 安全管理者、衛生管理者等の選任と報告

労働者数 50 人以上の事業場においては、業種と規模に応じて、安全管理者、衛生管理者等を選任し、監督署に報告する必要があります。

総括安全衛生管理者

労働安全衛生法第 10 条（労働安全衛生法施行令第 2 条、労働安全衛生規則第 2 条等）

● 選任を要する事業場

業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

● 資格要件

社長、工場長、所長、店長、支店長など、事業の実施を実質的に統括管理する権限・責任を有する者であることが要件です。

安全管理者

労働安全衛生法第 11 条（労働安全衛生法施行令第 3 条、労働安全衛生規則第 4 条等）

● 選任を要する事業場

業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上

● 専任の安全管理者

次に該当する事業場は、安全管理者のうち一人を専任の安全管理者（他の職務を兼務しない）とすることが必要です。

業 種	事業場の規模
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
その他の業種	2,000人以上

● 資格要件

事業場に専属の者で、次のいずれかに該当することが要件です。
① 『安全管理者選任時講習』を修了し、かつ下表の産業安全の実務に従事した経験を有する者

学 歴	産業安全の実務
大学・高等専門学校を卒業 理 科 系 統 （機械工学科、土木工学科、農業土木課、化学科等）	2年以上
理 科 系 統 以 外	4年以上
高等学校等を卒業 理 科 系 統 機械科、金属工学科、造船科等）	4年以上
理 科 系 統 以 外	6年以上
上記以外の学歴	7年以上
その他	職業能力開発促進法に基づく職業訓練等の修了者で、告示に定める産業安全の実務経験を有する者

※ 「産業安全の実務」とは 必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける 管理業務も含めます。

- ② 労働安全コンサルタント
- ③ 平成 18 年 10 月 1 日時点において安全管理者として選任された経験が 2 年以上である者（経過措置）

報 告

監督署



* 選任は14日以内に

各管理者の選任は、事業場規模が定められた規模に達する等により、選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に行ってください。

* 選任後、遅滞なく報告を

選任後は、所定様式で、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に遅滞なく報告してください。

衛生管理者

労働安全衛生法第 12 条（労働安全衛生法施行令第 4 条、労働安全衛生規則第 7 条、12 条等）

● 選任を要する事業場および必要な選任数

常時 50 人以上の労働者を使用する全ての事業場

労働者数	選任数
50 人～ 200 人	1 人
201 人～ 500 人	2 人
501 人～ 1,000 人	3 人
1,001 人～ 2,000 人	4 人
2,001 人～ 3,000 人	5 人
3,001 人以上	6 人

● 専任の衛生管理者

次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を専任の衛生管理者（他の職務を兼務しない）とすることが必要です。

- ① 業種にかかわらず常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時 500 人を超える労働者を使用し、かつ下表 1 の業務に常時 30 人以上の労働者を従事させる事業場

● 衛生工学衛生管理者

次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を衛生工学衛生管理者免許取得者から選任することが必要です。

- ◎ 常時 500 人を超える労働者を使用し、かつ、下表 1 の 1,3,4,5,9 のいずれかの業務に常時 30 人以上の労働者を従事させる事業場

● 表 1 労働基準法施行規則 第 18 条の業務

1. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
2. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
3. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
4. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
5. 異常気圧下における業務
6. 削岩機、鋸（びょう）打機等の使用によつて身体に著しい振動を与える業務

7. 重量物の取扱い等重激な業務
8. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
9. 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準する有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
10. 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

産業医

労働安全衛生法第 13 条（労働安全衛生法施行令第 5 条、労働安全衛生規則第 13 条等）

● 選任を要する事業場および必要な選任数

常時 50 人以上の労働者を使用する全ての事業場

労働者数	選任数
50 人～ 3,000 人	1 人
3,001 人以上	2 人

● 専属の産業医

次に該当する事業場は、事業場専属の産業医を選任することが必要です。

- ① 業種にかかわらず常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場
- ② 下表 2 の業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場

● 表 2 安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号の業務

- イ. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ. 異常気圧下における業務
- ヘ. さく岩機、鋸（びょう）打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト. 重量物の取扱い等重激な業務
- チ. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ. 坑内における業務

● 資格要件

医師であり、次のいずれかに該当することが要件です。

1. 厚生労働大臣が定める次の研修等を修了した者
 - ・日本医師会の産業医学基礎研修
 - ・産業医科大学の産業医学基本講座
2. 産業医科大学等で医学の正規の課程を修めて卒業した者で、厚生労働大臣が定める実習を履修した者
3. 労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者
4. 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり、またはあった者
5. 労働安全衛生規則第 14 条第 2 号第 5 号に規定する者
6. 平成 8 年 10 月 1 日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者（経過措置）
7. 上のいずれにも該当しないが、平成 10 年 9 月 30 日において産業医としての経験年数が 3 年以上である者（経過措置）

- 又. 深夜業を含む業務
- ル. 水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準する有害物を取扱う業務
- ヲ. 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、水素酸、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準する有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務
- ワ. 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ. その他厚生労働大臣が定める業務